

備前市全国大会・国際大会等出場者激励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市のスポーツの推進及び活動に対する意識高揚を図るため、国あるいは県を代表して中国大会以上の大会（以下「大会」という。）に出場する者に対し、備前市全国大会・国際大会等出場者激励金（以下「激励金」という。）を交付することにより、本市のスポーツ活動の一層の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において大会とは、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 国、地方公共団体及び公益財団法人日本スポーツ協会若しくは同協会へ加盟している団体が**主催し、又は共催する**中国大会規模以上の大会
- (2) 財団法人全国高等学校体育連盟、財団法人日本高等学校野球連盟が**主催し、又は共催する大会**
- (3) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条に規定する国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会
- (4) その他教育委員会が大会の内容を精査し、特に交付対象と認める大会

(対象者等)

第3条 **激励金の交付対象者は、市内に住所を有する者で、第2条各号に規定する大会に出場する選手又は第2条第3号に規定する大会に出場する監督若しくはコーチとする。**

2 団体の交付対象者は、大会要項等に定められている人数以内とする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。ただし、10人を超えるときは、10を乗じて得た額を上限とする。

2 激励金の交付は、同一年度内で同一競技につき1人1回を限度とする。

(交付の申請等)

第5条 激励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める激励金交付申請書に次の書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 予選大会要項及びその結果
- (3) 選手名簿
- (4) その他教育委員会が指示する書類

(交付の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を交付するものとする。

(交付の取消等)

第7条 教育委員会は、前条の規定による交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付を取消し、又は既に交付した激励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により激励金の交付を受けたとき。
  - (2) この告示に違反する事実があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき
- (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表(第4条関係)

大会の種別	激励金の額	
	個人	団体
オリンピック及び パラリンピック	教育委員会で審議し、決定した額	
国際大会(国外)	30,000円	30,000円に対象者数を乗じて得た額とし、300,000円を上限とする。
国際大会(国内)	10,000円	10,000円に対象者数を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。
全国大会	10,000円	10,000円に対象者数を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。
中国大会以上	3,000円	3,000円に対象者数を乗じて得た額とし、30,000円を上限とする。